

○厚生労働省令第五十三号

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十二条第一項の規定に基づき、予防接種法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月二十七日

厚生労働大臣 加藤 勝信

予防接種法施行規則の一部を改正する省令

予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

(報告すべき症状)
 第五条 法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる対象疾病の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる症状であつて、それぞれ接種から同表の下欄に掲げる期間内に確認されたものとする。

B型肝炎	(略)	(略)	無菌性髄膜炎(带状疱疹を伴うものに限る。)	血小板減少性紫斑病	(略)	(略)	対象疾病	(略)	症状	期間	(略)	(略)	予接種との関連性が高いと医師が認める期間	(略)	(略)	予接種との関連性が高いと医師

改正前

(報告すべき症状)
 第五条 法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる対象疾病の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる症状であつて、それぞれ接種から同表の下欄に掲げる期間内に確認されたものとする。

B型肝炎	(略)	(略)	(新設)	血小板減少性紫斑病	(略)	(略)	対象疾病	(略)	症状	期間	(略)	(略)	(新設)	(略)	(略)	予接種との関連性が高いと医師

(傍線部分は改正部分)

(略)	インフルエンザ				
(略)	(略)	急性汎発性発疹性膿疱症 <small>しん のうほう</small>	急性散在性脳脊髄炎	(略)	もの、死亡、身体の機能の障害に至るもの又は死亡若しくは身体機能の障害に至るおそれのあるもの
(略)	(略)	二十八日	二十八日	(略)	間 が認める期

(略)	インフルエンザ				
(略)	(略)	(新設)	急性散在性脳脊髄炎	(略)	もの、死亡、身体の機能の障害に至るもの又は死亡若しくは身体機能の障害に至るおそれのあるもの
(略)	(略)	(新設)	二十八日	(略)	関 が認める機

附 則

この省令は、公布の日から施行する。